

事業所における児童発達支援自己評価結果

公表日 2019年 3月 15日

事業所名 あいの風キッズステーション

	チェック項目	取り組み状況・工夫改善点など
環境・体制整備	① 利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	法令に遵守したスペースを確保しています。お子様の状態がどこからでも確認できるよう仕切りがない状態にしています。
	② 職員の配置数は適切である	法令で必要とされている配置数に加え看護師を2名、機能訓練担当職員1名を多く配置しています。
	③ 生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっている。また、障害の特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	事業所内はバリアフリーとなっており、車椅子やバギーでも移動がスムーズにできます。プライバシー保護のため可動式パーテーションを必要時使用しています。
業務改善	④ 生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっている。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	毎日清掃をおこなっています。玩具や手すり、ドアノブ等の消毒も行っています。
	⑤ 業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画している	週2回のカンファレンスや朝礼にて業務の振り返りを行っています。カンファレンスに参加できなかった職員は書面で確認するようにしています。
	⑥ 保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	年に1度保護者様にアンケートを実施し、業務改善につなげています。
	⑦ 事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	当社法人ホームページにて公表しています。
	⑧ 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	現在は保護者様からと、職員による自己評価を行っております。第三者による外部評価については現在実施の予定はありませんが今後必要に応じて実施を検討していきます。
	⑨ 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	法人で内部研修を行っています。東京都や練馬区の外部研修にも参加しています。
適切な支援の提供	⑩ アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	個々の状態にあわせ児童発達管理責任者と担当職員が相談して個別支援計画を作成しています。
	⑪ 子どもの適応行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントツールを使用している	
	⑫ 児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	相談支援事業所からのサービス利用計画をもとに事業所でアセスメントした結果と、お子様や保護者様の意向を確認して支援計画を作成しています。約6カ月に1度の頻度で見直しをしています。
	⑬ 児童発達支援計画に沿った支援が行われている	基本的に支援計画に沿って支援を行っています。相談や療育を通じて適宜支援計画を見直しています。
	⑭ 活動プログラムの立案をチームで行っている	カンファレンスを適宜実施、活動プログラムを立案しています。

	⑮	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	医療ケアや必要な処置を行い体調が安定したところで活動を実施しています。ひとつのプログラムに対し、発達にに合わせてやり方や参加方法を工夫しています。今後は年間行事予定や療育プログラムをお知らせし保護者様やお子様にわかりやすく周知していけるよう行っています。
	⑯	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせて児童発達支援計画を作成している	個別の活動を多めに行っています。集団活動も適宜取り入れています。
	⑰	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	毎朝朝礼にてカンファレンスを行っています。
	⑱	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	翌日の朝礼で振り返りや気づいた点を職員で共有しています。
	⑲	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	支援した内容、お子様の状態、反応を具体的かつ正確に記録するよう努めています。
	⑳	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	相談支援事業所からのモニタリングをうけ、個別支援計画は約6カ月に1回見直しています。
関係機関や保護者との連携 関係機関や保護者との連携	㉑	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	相談支援事業所からの依頼があった場合には児童発達管理責任者が出席しています。
	㉒	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	必要に応じ保護者様を通して情報共有を行っています。
	㉓	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	保護者様を通して医師にケア指示書を記入していただき、ケア指示書をもとに医療ケアを実施しています。契約時に緊急時の連絡先を記入していただき、すみやかに対応できるよう連絡体制を整えています。
	㉔	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	
	㉕	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚園部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	保護者様を通して書面での情報共有を実施しています。
	㉖	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	
	㉗	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	他の事業所を見学したり、支援センターの研修を受けています。
	㉘	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障害のない子どもと活動する機会がある	状態が変化しやすく、医療機器を装着しているお子様が多いため活動内で他施設と交流する機会は設けていません。地域に開かれた事業所としてつながりが持てるよう今後は検討していきます。
	㉙	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	練馬区の事業者連絡会や近隣地域のネットワーク会議に参加しています。
	㉚	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	送迎時や連絡帳を通して通所での様子や支援内容を共有しています。

	③①	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）の支援を行っている	ペアレントトレーニングの機会は現在設けていません。個別に支援のフィードバックを行っています。今後は学習会等の機会を検討していきます。
保護者への説明責任等	③②	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	初回相談や利用契約時に説明を行っています。
	③③	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	個別支援計画を用いて支援内容の説明をしています。同意していただいた計画書についてはサインを頂いています。
	③④	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	定期的に面談を行っています。必要に応じて送迎時や事業所内で相談支援を行っています
	③⑤	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	現在保護者会は行っていません。今後は保護者様同士の連携や情報共有ができる会合等を検討していきます。
	③⑥	子どもや保護者からの相談や申し入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申し入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	重要事項説明書に内外部窓口一覧を記載しています。相談や申し入れがあった時はすみやかに対応させて頂いています。
	③⑦	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	あいの風だより（約3ヶ月毎）や、フェイスブックにて活動内容を報告しています。
	③⑧	個人情報の取扱いに十分注意している	事務室に鍵付書庫を設置しています。資料の取り扱いについては職員に周知徹底しています。他事業所と連絡を取る場合は事前に保護者様の了承を得て行っています。写真等のデータは事務所内のパソコンで管理し、個人情報にアクセスできる端末はパスワードを設定しています。
	③⑨	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	お子様の特性に合わせて絵カード等の視覚支援を行っています。保護者様には送迎時や連絡帳にて情報伝達を行っています。
	④⑩	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	地域住民の方に開所式や夏祭り等にも参加していただきました。
	非常時等の対応	④①	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している
④②		非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	災害時対応マニュアルの読み合わせ、職員による避難訓練を実施しています。今後は定期的にお子様と職員による避難訓練を行っていきます。
④③		事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	ケア指示書をもとに全員に確認しています。
④④		食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	ケア指示書にアレルギーの内容を記載していただいています。食事介助時のマニュアルを作成しています。緊急時は個別の緊急時対応マニュアルに沿って対応しています。
④⑤		ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	ヒヤリハット、インシデントは報告書を作成しカンファレンスで共有しています。対策は保護者様にもフィードバックしています。

④⑥	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	法人内で虐待防止委員会を設置しています。虐待に関する職員研修を実施し、定期的に職員にチェックリストを実施し、虐待防止の意識付けを行っています。
④⑦	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	やむを得ない場合を除き身体拘束は行っていません。現在実施した事例もありません。必要があった場合は保護者様、お子様に説明し個別支援計画に記載します。